

工事用資材設計単価策定要領新旧対照表

改定後	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3. 工事用資材設計単価策定要領</b>  <small>(土木工事・漁港工事編・電気通信・機械設備編)  <small>(令和5年3月15日建管第1642号改定)</small></small></p> <p><b>1. 目的</b>  この要領は、北海道建設部及び建設管理部が施行する土木工事、漁港工事及び電気通信設備工事、機械設備工事における工事用資材の設計単価策定についての基本的事項を定めることにより、適正な積算に資することを目的とする。</p> <p><b>2. 設計単価</b>  <small>(現行どおり)</small></p> <p><b>3. 設計単価に適用する優先順位</b>  設計単価に適用する優先順位は、次のとおり。  ①道建設部策定単価：北海道建設部が策定した全道統一単価及び地区単価（以下「単価表」という。）  ②地方資材単価：各建設管理部が策定した地方単価（以下、「地方単価表」という。）  ③他部策定単価：農政部・水産林務部等で公表されている単価  ④北海道開発局単価：北海道開発局で公表されている単価。<small>(※注)</small>  ⑤刊行物単価：刊行物（「積算資料(積算資料電子版又は、別冊(PDF版)を含む)」、「土木施工単価」、「建設物価(web建設物価版を含む)」、「土木コスト情報」をいう。）に掲載されている価格により策定した単価。  ⑥実勢価格調査単価：実勢価格調査により策定した単価。  ⑦見積策定単価：見積書の徴取により策定した単価。  <small>(※注) 北海道開発局への問い合わせは直接行わないこと</small></p> <p><b>4. 単価表及び地方単価表</b>  単価表は、北海道建設部建設政策局建設管理課において、資材実勢価格調査、国制定単価、物価資料等を基に策定し、毎月改定を行うもの。  また、地方単価表は各建設管理部において、資材実勢価格調査、物価資料等により策定したもの。  設計単価は原則、単価表及び、地方単価表の単価を適用することとし、単価表、地方単価表、<u>他部策定単価及び、北海道開発局単価</u>に掲載のないものについては、次の「5. 単価の策定」によって単価策定を行うこと。</p> <p><b>5. 単価の策定</b>  <small>(現行どおり)</small></p> <p><b>5-1 刊行物による単価策定</b>  <small>(現行どおり)</small></p>	<p style="text-align: center;"><b>土木請負工事工事費積算要領（一般土木編）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3. 工事用資材設計単価策定要領</b>  <small>(土木工事・漁港工事編)  <small>(平成30年6月21日建管第423号改定)</small></small></p> <p><b>1. 目的</b>  この要領は、北海道建設部及び建設管理部が施行する土木工事及び漁港工事における工事用資材の設計単価策定についての基本的事項を定めることにより、適正な積算に資することを目的とする。  <u>なお、電気通信設備工事及び、機械設備工事における資材価格の策定方法については別途定める。</u></p> <p><b>2. 設計単価</b>  設計単価は、工事価格の算定に用いる資材の単位当りの価格をいい、この価格は、原則として積算基準日において市場で実際に取引される価格（実勢価格）とする。  なお、設計単価は消費税抜き単価とする。</p> <p><b>3. 設計単価に適用する優先順位</b>  設計単価に適用する優先順位は、次のとおり。  ①道建設部策定単価：北海道建設部が策定した全道統一単価及び地区単価（以下「単価表」という。）  ②地方資材単価：各建設管理部が策定した地方単価（以下、「地方単価表」という。）  ③刊行物単価：刊行物（「積算資料(積算資料電子版又は、別冊(PDF版)を含む)」、「土木施工単価」、「建設物価(web建設物価版を含む)」、「土木コスト情報」をいう。）に掲載されている価格により策定した単価。  ④実勢価格調査単価：実勢価格調査により策定した単価。  ⑤見積策定単価：見積書の徴取により策定した単価。</p> <p><b>4. 単価表及び地方単価表</b>  単価表は、北海道建設部建設政策局建設管理課において、資材実勢価格調査、国制定単価、物価資料等を基に策定し、毎月改定を行うもの。  また、地方単価表は各建設管理部において、資材実勢価格調査、物価資料等により策定したもの。  設計単価は原則、単価表及び、地方単価表の単価を適用することとし、<u>単価表及び地方単価表</u>に掲載のないものについては、次の「5. 単価の策定」によって単価策定を行うこと。</p> <p><b>5. 単価の策定</b>  単価表に掲載のない資材価格については、次の5-1～5-4の各々定める事項により単価策定を行うこと。</p> <p><b>5-1 刊行物による単価策定</b>  「積算資料(積算資料電子版又は、別冊(PDF版)を含む)」、「土木施工単価」(発行：(一財)経済調査会)及び「建設物価(Web建設物価版を含む)」、「土木コスト情報」(発行：(一財)建設物価調査会)に掲載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。  <u>なお、策定については以下による。</u>  (1) 2調査機関の刊行物に実勢価格が掲載されている場合は、平均価格を採用する。  また、1調査機関のみに掲載されている場合はその価格を採用する。  (2) 刊行物に建値（メーカー希望価格）と実勢掛率があるものは、建値×実勢掛率を実勢価格とし、2調査機関の平均価格を採用する。  <u>なお、建値そのものは、設計単価に採用できないものとする。</u>  (3) 刊行物に公表価格があり実勢掛率がないものについては、次の5-2～5-3によること。  公表価格は、設計単価に採用できない。</p>	<p>追加改定</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

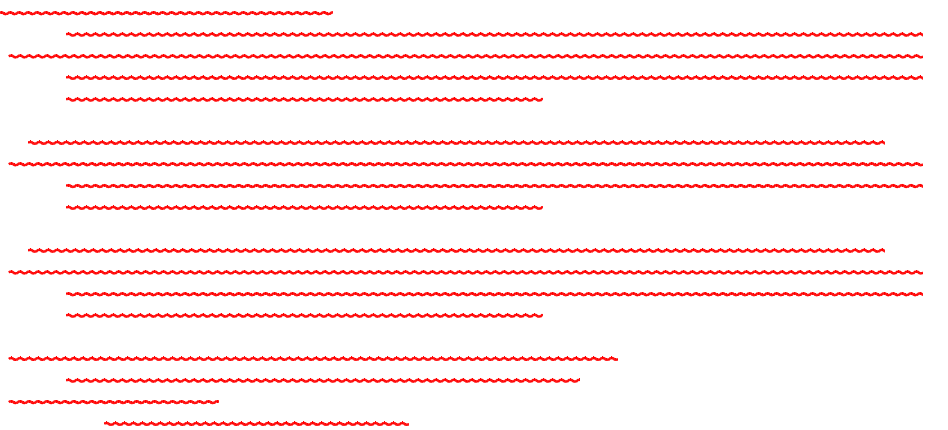
工 事 用 資 材 設 計 単 価 策 定 要 領 新 旧 対 照 表

改 定 後	現 行	備 考
<p>5-2 実勢価格調査による単価策定            実勢価格調査による単価策定は、<u>単価表、刊行物等</u>に掲載されていない資材、ゴム製支承などの受注生産となる工場製作品及び1工事において多量に調達する資材（スケールメリット等の検討を要する資材）の実勢取引価格の調査を実施し、単価を策定するものである。            なお、策定については以下による。            (1) 調査は外部の機関（以下、「調査機関」という）にこれを行わせること。            (2) 調査結果の価格は、査定せず設計単価として採用する。  <u>(3) 実勢価格調査において調査不可能となった資材は、見積書の徴取による単価策定とすることができるが、この場合においては、その理由（調査不可能理由等）について整理を行っておくこと。</u></p> <p>5-3 見積書の徴取による単価策定            見積書の徴取による単価策定は、<u>単価表、刊行物等</u>に掲載されていない場合で、「1工事における調達価格（1資材単価×数量）が200万円未満の場合」で、実勢取引の事例があり取引価格の確認及び、単価の策定が適正に行えるものについて実施することができる。            また、災害復旧等緊急を要する場合など、時限的制約を受けるやむを得ない場合については、一工事における調達価格が200万円以上の場合であっても、見積書の徴取による単価策定とすることができるが、この場合においては地域調整課設計監理主査と協議するとともに、その事由（発注時期等）について整理を行っておくこと。            なお、電気通信設備における鋼構造製作品、機器及び、機械設備における機器単体については、実勢価格調査による単価策定を原則とし、見積による単価策定方法については適用しない。</p>	<p>(4) 上記(1)～(2)で求められる価格は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。            また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。            &lt;例&gt;1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合            建設物価 33,500 円(有効桁3桁) 積算資料 34,000 円(有効桁2桁)            平均額 33,750 円            決定額 33,700 円(有効桁3桁、4桁以降切り捨て)            &lt;例&gt;2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合            建設物価 560 円(有効桁2桁) 積算資料 570 円(有効桁2桁)            平均額 565 円            決定額 565 円(最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)            &lt;例&gt;3) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合            建設物価 12,550 円(有効桁4桁) 積算資料 12,700 円(有効桁3桁)            平均額 12,625 円            決定額 12,620 円(有効桁4桁)            なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位（小数第3位を切り捨てる）とする。            (5) 土木工事標準単価の策定については、同工種区分が「土木施工単価」、「土木コスト情報」の両資料に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第1位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価を活用する。</p> <p>5-2 実勢価格調査による単価策定            実勢価格調査による単価策定は、<u>「単価表」、「物価資料」</u>に掲載されていない資材、ゴム製支承などの受注生産となる工場製作品及び1工事において多量に調達する資材（スケールメリット等の検討を要する資材）の実勢取引価格の調査を実施し、単価を策定するものである。            なお、策定については以下による。            (1) 調査は外部の機関（以下、「調査機関」という）にこれを行わせること。            (2) 調査結果の価格は、査定せず設計単価として採用する。</p> <hr/> <p>5-3 見積書の徴取による単価策定            見積書の徴取による単価策定は、<u>「単価表」、「物価資料」</u>に掲載されていない場合で、「1工事における調達価格（1資材単価×数量）が100万円以下の場合」で、実勢取引の事例があり取引価格の確認及び、単価の策定が適正に行えるものについて実施することができる。            また、災害復旧等緊急を要する場合など、時限的制約を受けるやむを得ない場合については、一工事における調達価格が100万円以上の場合であっても、見積書の徴取による単価策定とすることができるが、この場合においては地域調整課設計監理主査と協議するとともに、その事由（発注時期等）について整理を行っておくこと。</p> <hr/> <p>見積書の徴取・策定は以下による。            (1) 見積依頼をする場合は、資材名、形状寸法・品質・規格、見積条件、見積有効期間、支払条件、取引数量等を記載した、様式1で依頼すること。            (2) 見積りは、見積書（様式2）により次の内容で徴取する。            ア 様式1の記載内容。            イ 当該資材の製作会社名（製作メーカー）、住所、電話番号。            ウ 見積資材の取引状況（流通ルート）の確認            エ 見積資材の当年度見積価格（C）（以下「見積り」という。）            オ 見積資材の前年度見積価格（A）と実勢取引価格（B）（以下「実勢資料」という。）。</p>	<p></p> <p>改定</p> <p>追加</p> <p>改定</p> <p>追加</p>

工 事 用 資 材 設 計 単 価 策 定 要 領 新 旧 対 照 表

改 定 後	現 行	備 考
<p>コ <u>各当年度査定価格の有効桁は、各見積の前年度見積価格、前年度実勢取引価格、当年度見積価格のうち最大の有効桁とする。</u>  <u>また、設計単価の有効桁は、各当年度査定価格のうち最大の有効桁とする。</u>  <u>但し、これらの有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。</u>                      なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位（小数第3位を切り捨てる）とする。</p>	<p>見積資材の実勢資料は、同一資材のものとするが、実勢資料の徴取が出来ない場合は、同一資材の規格違い品（同一資材の規格が異なるもの）の実勢資料も含めることとし、さらにこれらの実勢資料の徴取が出来ない場合にあつては、類似品（材質形状、価格がほぼ似通っている資材）の実勢資料も有効とする。                      また、当年度の査定価格は、原則として前年度の実勢資料で策定することとするが、前年度の事例が少ない場合は前々年度の実勢資料も加えて査定する。</p> <p>(3) 見積り及び実勢資料は原則として3社以上（実勢資料は原則として1社当り1件以上）から徴取する。                      なお、実勢資料の優先順位は、次による。                      ① 北海道発注工事の実勢資料。                      ② 国及び市町村が発注した工事の実勢資料。                      ③ 民間が発注した工事の実勢資料。</p> <p>(4) 見積依頼の相手方において、見積価格の算定が困難な場合は、見積辞退書を徴取し、「見積書による単価策定書」（様式3）に資料として添付すること。</p> <p>(5) 見積り及び実勢資料による設計単価の策定方法は次による。                      ア 前年度見積価格（A）と当年度見積価格（C）とに大きな価格差がある場合は、その理由を見積書（様式2の価格の変動理由欄）に記入させ、妥当と認められた場合には採用する。                      イ 過去2年以内で取引事例（見積品、見積品の規格違い品及び類似品）を有しない会社の見積りは、無効な見積りとして排除すること。                      ウ 実勢資料（様式2の（B））を証明する請求書が提出されたときの決定方法は以下による。                      エ 各社より提出された見積りに対して各々、ウにより前年度（または過年度）実勢価格（B）を前年度（または過年度）見積価格（A）で除して求めた率（以下「査定率」という。）に、当年度見積価格（C）を乗じて求める価格（以下「査定価格」という。）を算出する。</p> $\text{当年度査定価格} = \frac{\text{前年度（または過年度）実勢取引価格（B）}}{\text{前年度（または過年度）見積価格（A）}} \times \text{当年度見積価格（C）}$ <p>オ 見積資材の査定率の算出において、同一資材の実勢資料の徴取ができない場合は、5-3（2）による。                      カ 算出された平均値の±20%以内の範囲に入らない査定価格は、異常値として排除する。                      キ 異常値を排除した結果、有効実勢資料が3社に満たない場合は、さらに他社の見積りを徴取する。                      ク 実勢資料を徴取することが出来る会社数が3社に満たない場合は、次による。                      7) 2社の場合は、各々実勢資料を（実勢資料は原則1社当り2件以上）徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。                      8) 1社の場合は、その会社の実勢資料を（実勢資料は原則4件以上）徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。                      9) 実勢資料の徴取は、出来るだけ多くの件数を徴取し、設計単価の適正を図ること。                      ケ 各々の算出された当年度査定価格について、平均値を設計単価とする。                      コ <u>上記により求められた査定価格及び設計単価は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。</u> 改定</p> <p><u>但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。</u>                      なお、価格が1円未満の場合は、小数第2位（小数第3位を切り捨てる）とする。</p>	

工 事 用 資 材 設 計 単 価 策 定 要 領 新 旧 対 照 表

改 定 後	現 行	備 考
<p>&lt;例&gt; 見積りによる設計単価の策定例</p> <p>前年度実勢価格 前年度見積価格 当年度見積価格 計算結果 当年度査定価格            A社 145,500円 ÷ 149,000円 × 153,000円 = 149,406円 → 149,400円            (有効桁4桁) (有効桁3桁) (有効桁3桁) (有効桁4桁、5桁以降切り捨て)            ※有効桁数が大きい桁に合わせる。(ここでは前年度実勢価格の4桁)</p> <p>前年度実勢価格 前年度見積価格 当年度見積価格 計算結果 当年度査定価格            B社 140,000円 ÷ 150,000円 × 160,000円 = 149,333円 → 149,000円            (有効桁2桁) (有効桁2桁) (有効桁2桁) (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)            ※有効桁数が3桁未満は3桁とする。</p> <p>前年度実勢価格 前年度見積価格 当年度見積価格 計算結果 当年度査定価格            C社 143,700円 ÷ 148,000円 × 155,350円 = 150,836円 → 150,830円            (有効桁4桁) (有効桁3桁) (有効桁5桁) (有効桁5桁、6桁以降切り捨て)            ※有効桁数が大きい桁に合わせる。(ここでは当年度見積価格の5桁)</p> <p>平均 ( 149,400円 + 149,000円 + 150,830円 ) ÷ 3 = 149,743円            ※各社桁数のルールに従って査定価格を算出し、それを平均する。</p> <p>設計単価 149,740円            (有効桁数5桁、6桁以降切り捨て)            ※3社の中で一番有効桁の大きいものに合わせる。(ここではC社の当年度見積価格の5桁)</p>		追加
<p>サ 設計単価の決定は、1工事においての調達価格(1資材単価×数量)が<u>2.00万円未満</u>の場合においては、所属長(事業課長・出張所長)が行い、策定書及び資料の写しを添付して本所に報告することとし、それ以外については、「見積書による単価策定書」(様式3)に資料の写しを添付し、本所決裁を受けることを原則とする。</p> <p><b>5-4 材工共単価等の単価策定</b> (現行どおり)</p>	<p>サ 設計単価の決定は、1工事においての調達価格(1資材単価×数量)が<u>1.00万円以下</u>の場合においては、所属長(事業課長・出張所長)が行い、策定書及び資料の写しを添付して本所に報告することとし、それ以外については、「見積書による単価策定書」(様式3)に資料の写しを添付し、本所決裁を受けることを原則とする。</p> <p><b>5-4 材工共単価等の単価策定</b>            建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない工種や市場単価の適用範囲を超える場合の単価については、原則としてメーカー歩掛りや施工歩掛りの見積りにより歩掛り策定し、試験施工で歩掛りの検証を行うものとするが、次に該当する場合は「5-2 実勢価格調査(施工単価調査)による単価策定」もしくは「5-3 見積書の徴取による単価策定」により単価策定を行うものとする。            (1) メーカー歩掛りがない            (2) 歩掛りの見積り依頼ができない            (3) 設計変更の生じる余地がない            ア 現場条件に左右されない場合            イ 土質・土壌条件などによる変更がない場合</p>	改定





工 事 用 資 材 設 計 単 価 策 定 要 領 新 旧 対 照 表

改 定 後	現 行																																																																															
<p>様式-2</p> <p style="text-align: center;"><b>見 積 書</b></p> <p style="text-align: right;">会 社 名： 担 当 責 任 者 名： T E L： F A X：</p> <p>見 積 有 効 期 限：<u>（元見）</u>〇〇年〇〇月〇〇日 ～ <u>（元見）</u>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>支 払 条 件：現金の場合</p> <p>見 積 条 件：様式-1記載のとおり</p> <p>取 引 数 量：</p>	<p>様式-2</p> <p style="text-align: center;"><b>見 積 書</b></p> <p style="text-align: right;">会 社 名： 担 当 責 任 者 名： T E L： F A X：</p> <p>見 積 有 効 期 限：<u>令和</u>〇〇年〇〇月〇〇日 ～ <u>令和</u>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>支 払 条 件：現金の場合</p> <p>見 積 条 件：様式-1記載のとおり</p> <p>取 引 数 量：</p>	備考																																																																														
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">資 材 名 ( 品 名 )</td> <td>〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>形 状 寸 法 ・ 品 質 ・ 規 格</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>製 作 会 社 ( メ ー カ ー 名 ) 住 所、電 話 番 号</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 製 作 所 住 所 北 海 道 〇〇〇 市 〇〇〇〇 電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>見 積 資 材 の 取 扱 状 況 ( 流 通 ル ー ト ) の 確 認</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	資 材 名 ( 品 名 )	〇〇〇〇〇〇	形 状 寸 法 ・ 品 質 ・ 規 格	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	製 作 会 社 ( メ ー カ ー 名 ) 住 所、電 話 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 製 作 所 住 所 北 海 道 〇〇〇 市 〇〇〇〇 電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	見 積 資 材 の 取 扱 状 況 ( 流 通 ル ー ト ) の 確 認		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">資 材 名 ( 品 名 )</td> <td>〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>形 状 寸 法 ・ 品 質 ・ 規 格</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>製 作 会 社 ( メ ー カ ー 名 ) 住 所、電 話 番 号</td> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 製 作 所 住 所 北 海 道 〇〇〇 市 〇〇〇〇 電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>見 積 資 材 の 取 扱 状 況 ( 流 通 ル ー ト ) の 確 認</td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	資 材 名 ( 品 名 )	〇〇〇〇〇〇	形 状 寸 法 ・ 品 質 ・ 規 格	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	製 作 会 社 ( メ ー カ ー 名 ) 住 所、電 話 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 製 作 所 住 所 北 海 道 〇〇〇 市 〇〇〇〇 電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	見 積 資 材 の 取 扱 状 況 ( 流 通 ル ー ト ) の 確 認		改定																																																														
資 材 名 ( 品 名 )	〇〇〇〇〇〇																																																																															
形 状 寸 法 ・ 品 質 ・ 規 格	〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																															
製 作 会 社 ( メ ー カ ー 名 ) 住 所、電 話 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 製 作 所 住 所 北 海 道 〇〇〇 市 〇〇〇〇 電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																																															
見 積 資 材 の 取 扱 状 況 ( 流 通 ル ー ト ) の 確 認																																																																																
資 材 名 ( 品 名 )	〇〇〇〇〇〇																																																																															
形 状 寸 法 ・ 品 質 ・ 規 格	〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																																																															
製 作 会 社 ( メ ー カ ー 名 ) 住 所、電 話 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 製 作 所 住 所 北 海 道 〇〇〇 市 〇〇〇〇 電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇																																																																															
見 積 資 材 の 取 扱 状 況 ( 流 通 ル ー ト ) の 確 認																																																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th><u>（元見）</u> 年度(A)</th> <th><u>（元見）</u> 年度(B)</th> <th><u>（元見）</u> 年度(C)</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2"><math>\frac{(C)}{(A)}</math></th> <th rowspan="2">価 格 変 動 の 理 由</th> </tr> <tr> <th>見 積 価 格</th> <th>実 勢 価 格 ( 取 引 価 格 )</th> <th>見 積 価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1, 0 0 0</td> <td style="text-align: center;">9 0 0</td> <td style="text-align: center;">1, 0 0 0</td> <td style="text-align: center;">円 / m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	<u>（元見）</u> 年度(A)	<u>（元見）</u> 年度(B)	<u>（元見）</u> 年度(C)	単 位	$\frac{(C)}{(A)}$	価 格 変 動 の 理 由	見 積 価 格	実 勢 価 格 ( 取 引 価 格 )	見 積 価 格	1, 0 0 0	9 0 0	1, 0 0 0	円 / m <sup>2</sup>																											<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th><u>令和</u> 年度 (A)</th> <th><u>令和</u> 年度 (B)</th> <th><u>令和</u> 年度 (C)</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2"><math>\frac{(C)}{(A)}</math></th> <th rowspan="2">価 格 変 動 の 理 由</th> </tr> <tr> <th>見 積 価 格</th> <th>実 勢 価 格 ( 取 引 価 格 )</th> <th>見 積 価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1, 0 0 0</td> <td style="text-align: center;">9 0 0</td> <td style="text-align: center;">1, 0 0 0</td> <td style="text-align: center;">円 / m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	<u>令和</u> 年度 (A)	<u>令和</u> 年度 (B)	<u>令和</u> 年度 (C)	単 位	$\frac{(C)}{(A)}$	価 格 変 動 の 理 由	見 積 価 格	実 勢 価 格 ( 取 引 価 格 )	見 積 価 格	1, 0 0 0	9 0 0	1, 0 0 0	円 / m <sup>2</sup>																											改定
<u>（元見）</u> 年度(A)	<u>（元見）</u> 年度(B)	<u>（元見）</u> 年度(C)	単 位				$\frac{(C)}{(A)}$	価 格 変 動 の 理 由																																																																								
見 積 価 格	実 勢 価 格 ( 取 引 価 格 )	見 積 価 格																																																																														
1, 0 0 0	9 0 0	1, 0 0 0	円 / m <sup>2</sup>																																																																													
<u>令和</u> 年度 (A)	<u>令和</u> 年度 (B)	<u>令和</u> 年度 (C)	単 位	$\frac{(C)}{(A)}$	価 格 変 動 の 理 由																																																																											
見 積 価 格	実 勢 価 格 ( 取 引 価 格 )	見 積 価 格																																																																														
1, 0 0 0	9 0 0	1, 0 0 0	円 / m <sup>2</sup>																																																																													
<p>※本紙記載にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本様式は、1見積資材（今回見積を必要とする1資材）1様式とする。</li> <li>2 実勢価格（取引価格）を証明する請求書の写し等を提出すること。</li> <li>3 カタログ・見本・施工時写真・構造計算書・品質試験表等を添付すること。</li> <li>4 (A)、(B)は前年度（または、前々年度の価格）価格。(C)は当該年度。</li> <li>5 価格はすべて消費税抜き単価とする。</li> </ol>	<p>※本紙記載にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本様式は、1見積資材（今回見積を必要とする1資材）1様式とする。</li> <li>2 実勢価格（取引価格）を証明する請求書の写し等を提出すること。</li> <li>3 カタログ・見本・施工時写真・構造計算書・品質試験表等を添付すること。</li> <li>4 (A)、(B)は前年度（または、前々年度の価格）価格。(C)は当該年度。</li> <li>5 価格はすべて消費税抜き単価とする。</li> </ol>																																																																															

工 事 用 資 材 設 計 単 価 策 定 要 領 新 旧 対 照 表

改 定 後					現 行					備 考
<p>様式 - 3 <span style="margin-left: 100px;">見積書による単価策定書</span></p>										
事業室長	地域調整課長	事業担当課長	設計監理主査	事業担当係長	出張所長 事業課長	次長 <u>主任</u>	係長 <u>技師</u>	設計者		
資材名 (品名)		○○○○○○								
形状寸法・品質・規格		○○○○○○○○○○○○○○								
工事名		○○○○○○○○工事								
策定年月日		(元号)○○年○○月○○日								
単価有効期限		(元号)○○年○○月○○日～(元号)○○年○○月○○日								
見積条件		様式-1記載のとおり								
最終策定決裁者 職名・氏名		○○建設管理部 ○ ○ ○ ○								
設計者名 所属名・職名・氏名		○○建設管理部 ○○出張所 技師 ○ ○ ○ ○								
査定整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式						当年度査定価格		
1	◎◎◎株式会社	766 / 806 × 806 = 766						766		
2	△△△株式会社	800 / 1,200 × 1,200 = 800						800		
3	□□□株式会社	820 / 850 × 850 = 820						820		
4	◇◇◇製作会社	766 / 806 × 806 = 766						766		
5	▽▽▽株式会社	766 / 806 × 806 = 766						766		
6										
7										
8										
9										
10										
当年度査定価格の平均値算出		$(766 + 800 + 820 + 766 + 766) / 5 = 783$								
排除する査定整理番号 (排除する異常値)										
当年度査定価格平均値再算出		$(766 + 800 + 820 + 766 + 766) / 5 = 783$								
設計単価		783 円 / m								
注 意 項										
<p>様式 - 3 <span style="margin-left: 100px;">見積書による単価策定書</span></p>										
事業室長	地域調整課長	事業担当課長	設計監理主査	事業担当係長	出張所長 事業課長	次長 <u>主任技師</u>	係長 <u>技師</u>	設計者		
資材名 (品名)		○○○○○○								
形状寸法・品質・規格		○○○○○○○○○○○○○○								
工事名		○○○○○○○○工事								
策定年月日		令和○○年○○月○○日								
単価有効期限		令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日								
見積条件		様式-1記載のとおり								
最終策定決裁者 職名・氏名		○○建設管理部 ○ ○ ○ ○								
設計者名 所属名・職名・氏名		○○建設管理部 ○○出張所 技師 ○ ○ ○ ○								
査定整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式						当年度査定価格		
1	◎◎◎株式会社	766 / 806 × 806 = 766						766		
2	△△△株式会社	800 / 1,200 × 1,200 = 800						800		
3	□□□株式会社	820 / 850 × 850 = 820						820		
4	◇◇◇製作会社	766 / 806 × 806 = 766						766		
5	▽▽▽株式会社	766 / 806 × 806 = 766						766		
6										
7										
8										
9										
10										
当年度査定価格の平均値算出		$(766 + 800 + 820 + 766 + 766) / 5 = 783$								
排除する査定整理番号 (排除する異常値)										
当年度査定価格平均値再算出		$(766 + 800 + 820 + 766 + 766) / 5 = 783$								
設計単価		783 円 / m								
注 意 項										
<p>改定</p> <p>改定</p> <p>改定</p>										



# 工 事 用 資 材 設 計 単 価 策 定 要 領 新 旧 対 照 表

改 訂 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>工 事 用 資 材 の 設 計 単 価 策 定 フ ロー 図</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">[設計単価策定基本フロー]</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">[見積書徴取による策定フロー]</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;"><b>工 事 用 資 材 の 設 計 単 価 策 定 フ ロー 図</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">[設計単価策定基本フロー]</p> </div> <div style="width: 48%;"> <p style="text-align: center;">[見積書徴取による策定フロー]</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: right;">改定 追加</p> <p style="text-align: right;">改定</p>

工 事 用 資 材 設 計 単 価 策 定 要 領 新 旧 対 照 表

改 訂 後	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>土木請負工事工事費積算要領（電気通信編）</b></p> <p>5 工事用資材設計単価策定要領</p> <p><u>「第1部 土木工事積算要領（一般土木編・電気編・機械編） 第1編 一般土木編 3. 工事用資材設計単価策定要領」を適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>土木請負工事工事費積算要領（電気通信編）</b></p> <p>5 工事用資材設計単価策定要領</p> <p style="text-align: right;">（電気通信・機械設備編） （平成30年6月21日建管第423号 改正）</p> <p>全面削除 ※「第1部 土木工事積算要領（一般土木編・電気編・機械編） 第1編 一般土木編 3. 工事用資材設計単価策定要領」に移行</p>	<p>追加</p> <p>要領全面削除</p>